# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成27年7月16日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市北部身体障害者福祉会館及びわーくす高津					
指定期間	平成23年4月1日 ~ 平成28年3月31日					
業務の概要	川崎市北部身体障害者福祉会館					
	・身体障害者への助言・指導、相談業務					
	・ボランティアの育成及び援助					
	・地域福祉活動を進めるための行事・講習会等の実施					
	・障害者及び福祉関係者等が実施する会議、研修会のための会議室等の提供					
	・障害者デイサービス事業の運営					
	・施設の維持管理に関する業務					
	・福祉バスの受付業務					
	わーくす高津					
	・障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援事業(B型)の運営					
指定管理者	名称 :社会福祉法人 育桜福祉会					
	代表者:理事長 生亀 洋子					
	住所 :川崎市中原区西加瀬10-3 電話:044-422-8877					
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 (内線:33812)					
	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 (内線:33821)					

## 2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	「一一」					
	評価項目	事業実施状況等				
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	北部身体障害者福祉会館の運営にあたっては、民間ならではの柔軟な発想による取組が取り入れられている。利用主体が障害者である施設のため、効率性を重視する業務運営に終始することはできないが、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、利用者の確保につなげる等、一定の成果が見られた。 カーくす高津においても、会館と一体的な運営により、利用者の状況・ニーズを共有し、必要な情報や支援を提供し合うことで、質・量ともに十分なサービスが提供できている。 よって、市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたと言える。				
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul> <li>(当初の事業目標)</li> <li>1. 川崎市身体障害者福祉会館条例に基づき事業を展開します。</li> <li>2. 障害者の完全参加と平等の理念に基づき、障害者福祉の向上・推進に努めます。</li> <li>3. 特定のグループ・団体・思想・思いに偏ることなく、常に時代を敏感に察知し、障害者が求める福祉ニーズを把握し、将来を見据えた事業を展開します。</li> <li>4. 地域における障害者福祉の期待に応えられるよう、職員の人格や技能の向上に努めます。</li> <li>5. 障害者自らが個々の希望やニーズに応じて福祉サービスを選択し、利用するという障害者自立支援法(障害者総合支援法)の趣旨のもとで、利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるように適切かつ必要な支援を提供します。</li> <li>指定管理期間を通じて、条例に基づき、適正に障害者福祉の向上・推進に努めてき</li> </ul>				
		たと言える。 特に、目標3について、指定管理者は、地域の商店や民生委員、利用者である障害者団体等との交流に積極的に取り組んできた。利用団体の意見・要望に対して真摯に対応し、地域で引きこもっている身体障害者を対象にした書道・囲碁教室等を開催、小学生を対象にした体験的講座「見えないってどんなこと」を開催したほか、会議室				

		の利用時間帯を見直すなど、会館の利用率向上に努めている。 また、利用者からの意見を集める工夫として会館利用申請書を工夫する、満足度調査を踏まえたサービス向上の取組として老朽化の目立つ施設の設備・備品の修繕、買換えを進めるなどの運営努力も見られる。平成25年度に実施した第3者評価の結果、利用者一人ひとりの要望や意向を尊重し、丁寧に対応していると評価を受けていることからも、当初の事業目的を達成することができたと言える。 カーくす高津では、個々の状況に合わせた就労支援を行う一方、ボランティア活動への参加により、サービスの担い手となる機会を提供し、主体性と生きがいに基づくQOLの向上に向けて支援を行った。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	昭和57年に開所した施設であり、建物の竣工33年が経過して老朽化が進んでいるが、老朽化による修繕の対応が遅れ安全が損なわれることのないよう、定期点検とメンテナンスを年間計画に基づき実施しており、適切に施設を維持・管理していると言える。また、災害への備えとして、地震に対する防災協力関係等の危機対応強化を検討、シチュエーションを変えての訓練を定期的に実施したほか、法人の定める「ヒヤリハット・事故発生と事故対応マニュアル」、「危機対応マニュアル」に基づき、職員同士の打合せ等を活用して全職員で認識を共有した。よって、特に安全・安心の面で問題はなかったと言える。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や 改善策があるか。	・職員には、個別・多様化していく障害に対応するための専門知識、対応、スキルが 求められるため、必要な研修を必要な職員が受講できるよう職員体制等を勘案したう えで、計画的に学びの機会を確保し、職員の資質向上の促進を図る必要がある。
5	非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)	

#### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目						
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課は、指定管理者から年度ごと及び四半期ごとに提出される事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、管理運営状況の実施状況調査(現地ヒアリング含む)を行った。また、市内4か所の身体障害者福祉会館の館長会議を障害福祉課担当者が同席のもと隔月で開催し、各施設の状況を適宜確認することにより公平性を確保した。その他、管理運営上の問題発生時の指導、施設の適正な管理運営に必要な調整・協議・指導などを実施するなど、適切なマネジメントを行った。					
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上) ・利用者ニーズを反映した事業実施により、利用者数も比較的安定しており、市民に対して安定したサービス提供が図られているものと考える。 会館利用者数					
			H23	H24	H25	H26	
		会館利用者数 (延人数)	19,343名	20,183名	20,185名	20,012名	
		・作業室においては、利用者もその家族も高齢化が進んでおり、利用者のうち半数以上の方が車椅子利用者である。しかしながら地域において単身生活、グループホームでの生活をしている方も多くおり、地域との繋がりを大切に、地域清掃や区民ミニガーデンへの参加、小学校において利用者が講師となる学習会の開催など、利用者が地域でより暮らしやすくなることを目標にした取り組みを図っている。 作業室(生活介護)在籍者数					
			H23	H24	H25	H26	
		利用者数 (定員20名)	26名	23名	23名	22名	
		・わーくす高津にお ニーズにこたえるた た的確な支援が行わ	め、全職員がま				

Г	わーくす高津(就労継続B型)在籍者数						
		72.3 (3,0,0,0	H23	H24	H25	H26	
		利用者数 (定員30名)	33名	33名	33名	33名	
		(経費の節減) ・指定管理者制度を導入する平成17年度以前から、業務を民間へ委託している。 ・指定管理者の努力もあって、第2期指定管理委託料は第1期と比較し19%減る大幅な節減効果があった。 第1期指定管理委託料(平成22年度) 26,438,000円第2期指定期間委託料(平成27年度) 21,429,523円(19%減) ・指定期間における平均の決算額は、29,081,783円となっている。 ・指定管理者は、事務費・事業費の縮減に加え、会館とわーくす高津を一体的に運することで人員をスリム化するなど経費節減に努める一方、老朽化した施設の修繕利用者の要望を受けて古い備品の買い替え等を進めている。					遠と、
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか	・開館から33年が 修繕費用を計上する			ンく進行し <del>て</del> い	ることから、必	要な
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	多様化する住民二 効率的・効果的に行 ワークを有する事業 とが妥当であると考	うためには、事 者による運営か	業の必要な知識	哉・技術・専門	性及び様々なネ	ット

#### 4. 今後の事業運営方針について

当該施設は、指定管理者制度を導入する以前より、業務を民間へ委託してきた経緯がある。平成18年度より指定管理者制度が導入されてからは、仕様書等で求めた、障害者の自立更生に向けた援助、福祉に係る地域活動の促進が図られ、地域福祉活動を進めるためのボランティアの育成と援助、障害者の社会参加が進められたほか、利用者のニーズに応えた運営を行うことにより、より市民サービスの向上に繋がる運営ができた。

今後についても、各種講座や交流事業を実施することによる身近な文化活動の場として更に運営を充実させていくとともに、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、ボランティアの育成や団体活動への支援など、地域の福祉ニーズを拾い上げるための手段、地域の福祉に関心のある人に魅力的な情報を発信できるための手段を広く検討し、さらなる会館の利用率向上につなげていくことが望ましい。

指定管理者の創意工夫・努力により、更なるサービスの向上が期待されるため、引き続き指定管理者による管理運営を行うことが適当であると考えられる。